

2017 10/15

邦人の資産隠し調査

海外口座、40万件情報入手

国税庁

国際的な脱税や租税回避を防ぐために経済協力開発機構（OECD）が策定した新制度を使い、国税庁が約50カ国・地域の金融機関にある日本人

の口座情報約40万件を入手したことが14日、関係者への取材で分かった。2016年に公表された「パナマ文書」では、各国の首脳や著名人によるタックスヘイブンを利

用した課税逃れの実態が表面化。海外投資が増え、一国だけで富裕層の資産を把握するのが難しくなるなか、他国から大量の口座情報入手すること

が可能となった新制度の効果が注目される。新制度はCRS（Common Reporting Standard＝共通報告基準）と呼ばれる仕組み。各国の税務当局は自国の金融機関に外国に住む顧客（非居住者）の口座情報を報告させ、年1回、参加国間で情報交換する。顧客の氏名、住所、口座残高、利子・配当の年間受取総

額などが対象となる。17年に最初の情報交換があり、日本は18年から参加。現時点で英領ケイマン諸島やパナマなどのタックスヘイブンを含む102カ国・地域が加わっている。米国は参加していない。

関係者によると、18年秋の情報交換で、日本は約50カ国・地域から日本人の口座情報約40万件を入手、逆に約50カ国・地域に対し約9万件の情報を提供したもようだ。一部の国からの情報は今後追加される可能性もある。日本では国外に5千万円超の財産を持つ場合、財産内容を記す「国外財産調査書」の提出が義務付けられている。16年分の調査は約9千件にとどまっており、国税庁はCRSの情報と照合するなどして海外の「隠し資産」の発見に取り組み。



HITACHI
Inspire the Next



日立物流

ビジネスを未来へ運ぶ、
SMART LOGISTICS

CRSは、14年1月にOECDの租税委員会が承認し、海外の金融機関を使った租税回避への対応を目的に策定された。これまでも国税庁は各国の税務当局との間で個別に情報交換をしてきたが、個人や法人を特定して書類で提供を受ける方法などが主だった。